

■ □社会教育関係団体登録について ■ □

1 社会教育関係団体とは

「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（教育法第3章第10条）です。

2 狛江市における登録制度の目的

この登録制度は、狛江市内で活動する社会教育関係団体の育成発展を図ることを目的としています。

3 登録の対象となる団体

(1) 次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 組織的かつ継続的に市内を中心に社会教育に関する事業を行うことを主な目的としていること
- ② 団体の組織的・計画的な活動のために代表者を置き、総会等で決議された会則又は規約を有していること
- ③ 代表者等の連絡先が公開され、いつでも誰でも入会可能であり、市民に開かれた団体であること
- ④ 事務所又は連絡先が市内にあり、代表者が市内在住者でない場合は、入会希望問合せ先として市内在住の団体構成メンバーを連絡担当者として届けていること
- ⑤ 活動のための団体の運営費が、団体構成メンバーからの会費等の自己財源でまかなわれていること
- ⑥ 団体内に団体運営費を専門に管理する会計責任者を置き、適正な会計処理が行われていること
- ⑦ 代表者は18歳以上であること
- ⑧ 構成するメンバーが5人以上いること
- ⑨ 構成するメンバーの過半数が、市内に在住・在勤・在学していること

(2) 次の団体は登録できません。登録後に判明した場合、登録を取消すこととなります。

- ① 営利活動を行う団体
- ② 政治活動を行う団体
- ③ 宗教活動を行う団体
- ④ その他、公序良俗に反する行為を行う団体

※他者の人権を侵害する言動や活動、犯罪に繋がる行為だけでなく、施設利用の際、施設ごとのルールや禁止事項を守られず改善されない等の場合も含みます。

⑤運営や活動を講師等が行い、講師に謝礼を支払っている団体（講師が団体の構成メンバーであっても、代表者、連絡担当者、会計責任者等の実質的な役割や公共施設の予約等を行う場合、講師による「教室」運営とみなします。）

⑥固定されたメンバーのみで活動を行う団体、入会できる人が極めて限られている団体（市民に開かれた団体とみなされません。）

※⑥の場合は、施設利用団体として登録できる場合があります。詳細は施設管理者（公民館、市民総合体育館）へお問合せください。

4 登録（更新）の手続き方法

社会教育関係団体としての趣旨及び登録要件を満たしていることを確認するため、下記の書類を社会教育課窓口へ提出してください。書類不足・記入漏れ・記入事項に誤りがあった場合等は、申請を受け付けることができません（申請書をお返しすることになります）のでご注意ください。

（1）申請時に提出するもの（新規・更新共通）

- ① 申請書（指定用紙）
- ② 会員名簿（申請書裏面に記載。※正確に記入してください。既存の名簿等、別の形式の名簿を提出される場合は、申請書裏面の内容がすべて記載されていることが必要です。）
- ③ 会則または規約の写し（任意様式。ただし、団体活動の根幹となるものですので、団体の総意として総会で議決されたもの）
- ④ 前年度決算書、当該年度予算書の写し（任意様式。ただし、総会で議決されたもので会計責任者や監査人等の署名捺印のあるもの）
- ⑤ 活動実績報告書及び活動計画書（任意様式。年間の活動や総会、役員会、定例会など活動のための会議等も記載）
- ⑥ 登録要件確認書（指定用紙）
- ⑦ 狛江市内在勤・在学証明書の写し（狛江市外在住者分のみ）

（2）更新の申請時に必要なもの

登録更新の場合は、上記の書類を提出するほか、『登録証（カード）』の提示も必要です。

また、総会の時期により、最新の決算書・予算書、活動報告書・活動計画書の提出が遅れる場合、直近の書類を提出すると共に『遅延届』を提出することで暫定的に申請の受付を行います。（『遅延届』は、社会教育課窓口で記載いただきます）※ただし、6月末までにすべての書類を提出してください。

5 登録の可否の決定

必要書類を提出いただいた後、審査等を経て概ね2週間程度で決定します。
(ただし、提出いただいた書類に不備がある場合は、不備が解消されてから2週間は要します。)

決定内容は、団体代表者あてに書類(郵送)で通知します。審査の結果、登録要件に合致し新規登録を承認した場合は『登録証(カード)』も併せて送付します。

※登録の更新申請は、短期間に審査案件が集中するため2週間以上を要します。早めの申請をお願いします。

6 登録期限

登録の期間は、団体の承認を受けた日から最初の西暦遇数年の3月31日までです。ただし、高校生以下(代表者等、運営に必要な少数の大人以外の構成員の全てが当該年度内18歳以下である方)で構成された団体は、毎年3月31日までです。

7 登録後に登録内容が変更になった場合について

登録済の団体で登録内容(団体名・代表者・連絡先・構成員等)に変更があった場合は、更新を待たずに「団体登録変更届」を社会教育課窓口へ提出してください。(届出用紙は社会教育課窓口にあります)

※更新後、会員の加入や脱会等、構成メンバーの変更があった場合、速やかに会員名簿の再提出をお願いします。登録内容との相違が判明した場合は、登録が取消されますのでご注意ください。

8 更新のお知らせ

更新が近づきましたら、登録団体代表者へ更新のお知らせをお送りしますので、継続を希望される場合は更新手続きをしてください。

※高校生以下(代表者等、運営に必要な少数の大人以外の構成員の全てが当該年度内18歳以下である方)で構成された団体は、毎年更新手続きが必要です。ご注意ください。

◆◇公共施設の利用について◆◇

社会教育関係団体登録を行うと、団体に番号が付与された登録証（カード）が発行されます。団体の番号と申請時に設定された暗証番号を利用すると、インターネットに接続できる端末機器（パソコン、スマートフォン、携帯電話、市民総合体育館や公民館に配置しているタッチパネル等）から市の公共施設予約システムにアクセスすることができ、施設の予約・空き状況検索ができるようになります。

●空き状況を検索できる施設・予約できる施設・利用料が減免となる施設 （※社会教育活動を行う際にのみ減免となります）

検索	予約	料金減免	施設名	担当部署（問い合わせ先）
○	○	○	市民グラウンド	市民総合体育館（3430-1141）
○	○	○	西和泉グラウンド	
○	○	○	多摩川緑地公園グラウンド	
○	○	○	市民総合体育館	
○	○	○	西和泉体育館	
○	○	—	元和泉市民運動ひろば	
○	○	×	中央公民館	中央公民館（3488-4411）
○	○	×	西河原公民館	西河原公民館（3480-3201）
○	○	△	狛江市立小中学校	社会教育課（市役所：3430-1111）
○	×	△	上和泉地域センター	上和泉地域センター（3489-9101）
○	×	×	野川地域センター	野川地域センター（3480-2211）
○	×	×	岩戸地域センター	岩戸地域センター（3488-7040）
○	×	×	南部地域センター	南部地域センター（3489-2150）
×	×	○	エコルマホール	エコルマホール（3430-4106）

△…一部の施設のみ減免となる施設

×…各施設にて別途登録や使用の手続きが必要な施設

※詳細は、利用施設の担当部署へ直接お問い合わせください。